

〔第一問〕

問 1

1 公益事業用資産の非課税

(1) 規定の内容

宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が一定のものが相続又は遺贈により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なものの財産の価額は相続税の課税価格に算入しない。

(2) 適用を受けられなくなる場合の取扱い（一定の行為を行なわなかった場合）

その財産を取得した者がその財産を取得した日から2年を経過した日において、なおその財産をその公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、その財産の価額は、相続税の課税価格に算入する。

これにより、受けた非課税の適用ができないこととなる。

2

2 特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

(1) 適用を受けられなくなる場合の取扱い（一定の行為を行なわなかった場合）

特定同族株式等について特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から2月を経過する日の前日までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないと等一定の事由に該当するときは、相続時精算課税選択届出書の提出をしていた場合であってもその届出書を提出していなかったものとみなす。

これにより、相続時精算課税制度は実質的に適用を受けなかった状態と同様になる。

2

3 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

(1) 適用を受けられなくなる場合の取扱い（一定の行為を行なわなかった場合）

特定事業用資産についての相続税の課税価格計算の特例（特定森林施業計画対象山林及び特定受贈森林施業計画対象山林に係る部分に限る。）の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、特定森林施業計画対象山林又特定受贈森林施業計画対象山林についてこの規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から2月以内に森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する一定の書類の提出がない場合には、適用しない。

これにより、申告書の提出により受けた特定事業用資産に係る特例は適用できない。

3

4 農地等についての相続税の納税猶予

(1) 適用を受けられなくなる場合の取扱い

納税猶予期限の特則

次のイ、ロに該当する場合には、それぞれの日から2月を経過する日を納税猶予期限とする。

イ 全部打切りの場合（納税猶予に係る相続税の全額納付）

(イ) その特例農地等の20%を超える譲渡等（収用交換等を除く。）をした場合

.....その譲渡等をした日

(ロ) 農業経営を廃止した場合.....その廃止の日

(ハ) 3年ごとの届出書が期限までに提出されない場合.....その提出期限の翌日

ロ 一部打切りの場合（納税猶予に係る相続税の一定の金額の納付）

(イ) その特例農地等の20%以内の譲渡等をした場合.....その譲渡等をした日

(ロ) 申告期限後10年を経過する日において準農地が農業の用に供されていない場合

.....その10年を経過する日の翌日

(ニ) 都市営農農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合

.....その買取りの申出があった日の翌日

取消し等（一定の行為を行なわなかった場合）

税務署長は、農地等の相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、税務署長が命ずる担保の変更等に応じないときは、納税猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

相続税及び利子税の納付

農地等の相続税の納税猶予を受けた農業相続人は、上記イ、ロに該当する場合には、相続税の申告書の提出期限の翌日から納税猶予期限までの期間に応じ、一定の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、納税猶予額の全額又は一定の金額にあわせて納付しなければならない。

2

2

2

5 延納の取消し等

(1) 適用を受けられなくなる場合の取扱い

取消し

税務署長は、延納の許可を受けた者のその後の資力の状況の変化等によりその許可に係る条件により延納を認めることが適当でないとする場合には、その者の弁明を聴いた上、その許可を取り消し、又は延納期間の短縮その他延納の条件の変更をすることができる。

延納に係る徴収猶予等

税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（その税額に係る利子税又は延滞税に相当する額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき、その者がその延納税額に係る担保につき担保の変更の命令に応じなかったとき、その延納に係る担保物につき強制換価手続が開始されたとき又はその延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認したときは、その許可を取り消すことができる。この場合においては、その強制換価が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聴かなければならない。

これにより、延納が取消された場合には、金銭一時納付を行なうこととなる。

4

6 物納の撤回

(1) 税務署長は、物納の許可をした不動産のうちに賃借権等を使用する目的となっている不動産がある場合において、物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を金銭で一時に納付し、又は延納の許可を受けて納付するときは、その不動産については、その収納後においても、物納の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内にされたその者の申請により、物納の撤回の承認をすることができる。

(2) (1)の物納の撤回を申請しようとする者は、その撤回の承認を求めようとする理由その他の一定事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 物納の撤回の承認を受けた者は、その物納の撤回に係る相続税額の納付に併せて、一定の相続税額の区分に応じた期間につき、一定の割合を乗じて計算した利子税を納付しなければならない。

5

7 特定の延納制度に係る物納

(1) 税務署長は、延納の許可を受けた者について、延納税額からその納期限が到来している分納税額を控除した残額（以下、「特定物納対象税額」という。）を変更された条件による延納によっても金銭で納付することを困難とする事由が生じた場合においては、その者の申請により、特定物納対象税額のうちその納付を困難とする金額として一定の額を限度として、物納の許可をすることができる。

(2) (1)の特定物納の許可を受けようとする者は、その特定物納に係る相続税の申告期限の翌日から起算して10年を経過する日までに、特定物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特定物納の許可を求めようとする税額その他の一定の事項を記載した申請書に物納手続関係書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4

8 物納の許可の取消し

(1) 税務署長は、条件（物納財産について一定の事項の履行を求めるものに限る。）を付して物納の許可をした場合において、その一定の事項の履行を求めるときは、その条件に従って期限を定めて、その一定の事項の履行を求める旨その他一定事項を記載した書面により、これをその物納の申請者に通知する。

(2) 税務署長は、(1)の期限までに(1)の一定の事項の履行がない場合には、物納の許可に付した条件を記載した書面の通知をした日の翌日から起算して5年を経過する日までに(1)の規定による通知をしたときに限り、物納の許可を取り消すことができる。

4

問2

(1) 死亡した子Aの贈与税

1 相続時精算課税選択届出書の共同提出

贈与により財産を取得した者(以下1において「被相続人」という。)がこの規定の適用を受けることができる場合に、その被相続人が相続時精算課税選択届出書の提出期限前にその届出書を提出しないで死亡したときは、その被相続人の相続人(包括受遺者を含み、その贈与をした者を除く。以下1において同じ。)は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内(相続人が納税管理人の届出をしないでその期間内に相続税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。以下同じ。)に、その届出書をその被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

4

(2) 子Aの死亡に係る相続税

1 相続税の期限内申告書の提出(本来の提出義務者)

相続又は遺贈(その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格(生前贈与加算又は相続時精算課税の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下同じ。)の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額(配偶者に係る相続税額の軽減の適用を受けないものとして計算した金額及び相続時精算課税に係る相続税額の計算適用後の金額。)があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4

2 期限内申告書の提出義務の承継者

上記1の期限内申告書を提出すべき者がその申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に、その死亡した者に係る期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2

3 相続税の納付

期限内申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。

1

4 連帯納付義務(父Xの子Aの死亡に係る相続税)

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、その被相続人に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責に任ずる。

2

(2) 父Xの死亡に係る相続税

1 相続税の期限内申告書の提出(本来の提出義務者)

相続又は遺贈(その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額(配偶者に係る相続税額の軽減の適用を受けないものとして計算した金額及び相続時精算課税に係る相続税額の計算適用後の金額。)があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3

2 相続時精算課税適用者(子A)が死亡した場合の納付義務等の承継

特定贈与者の死亡以前にその特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人は、その相続時精算課税適用者が有していたこの規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。ただし、その相続人のうちにその特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

3

3 納付

期限内申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。

1